

第 1 1 回 大垣市都市計画景観審議会議事録  
(平成 2 8 年 4 月 2 1 日)

## 第11回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第11回大垣市都市計画景観審議会を、平成28年4月21日（木）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

### 議 題

#### 1 大垣都市計画公園の変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

#### 出席委員

石原会長、藤垣副会長、岩井豊太郎委員、車戸委員、溝口委員、高橋委員、岩井哲二委員、田中委員、長谷川委員、関谷委員、冠者委員、木内委員、宗宮委員（代理出席：交通第一課長 谷口淳）、名和委員、立川委員、菱田委員

#### 欠席委員

加納委員、小松委員、高木委員、中川委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	關 琢磨
都市施設課長	廣瀬 勝典
庁舎建設推進室長	安田 佳樹
都市計画課主幹	西脇 好尚
都市計画課主幹	平野 暁
都市施設課主幹	窪田 宗晃
都市施設課主幹	佐原 利孝
庁舎建設推進室主幹	小川 健志

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主事	高木 慧
都市計画課主事	藤井 啓人

(開会時刻 午後 1 時 0 0 分)

事務局  
(都市計画課長)

皆様、こんにちは。

ご案内のお時間となりましたので、ただいまから第11回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。進行を務めます私は、都市計画課長の關と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、加納委員さん、小松委員さん、高木委員さん、中川委員さんの4名がご都合によりご欠席ということでございます。

また、大垣警察署長の宗宮委員さんがご都合によりご欠席でございますが、交通第一課長の谷口様に代理でご出席をいただいております。

また、名和委員さんは遅れられると伺っております。

委員さんの2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして田中都市計画部長より、ごあいさつ申し上げます。

事務局  
(都市計画部長)

皆さん、こんにちは。都市計画部長の田中でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

はじめに、熊本地震のことについて、市の対応を簡単にご説明させていただきますと思います。17日の日に市の災害支援対策本部を設置しました。市民病院のDMATが18日から被災地に入っております。また翌日の19日には、市が備蓄しているペットボトルの水などを被災地に提供をさせていただいております。

また、これは県からの要請でございますが、建築課職員の中から、被災建築物の応急危険判定士、建物の危険度を判定する職員2名と、被災宅地の、土地の関係になりますが、傾斜しているとか、被害があるとか、そういった宅地を判定する職員1名を、明日からですが、22日から被災地に向けて第一陣を派遣するということが決まり、明日6時に県庁を出発すると聞いております。

加えて、被災者の方に関しまして、市営住宅の方ですけれども、和合団地13戸を提供する予定でおります。

現在、東北の大震災でも釜石の方に都市計画部の職員として建築課の職員1名を継続して派遣しておりますが、今回の地震に関してもこれから建築、土木といった技術職員の派遣が継続していくのかなということで、市としてもできる限りのご協力ご支援をして参りたいと考えております。

本日の審議会でございますが、既に議案は皆様方に配布させていただいております。市役所の東側にあります、都市公園の丸の内公園の変更についてご審議をお願いしたいと思います。

これにつきまして、新庁舎建設に伴いまして、新庁舎、公園、そして水門川の水辺空間を一体的に、空間を創出するという事で、水門川沿いに丸の内公園を配置するものでございます。後ほどご審議を賜りたいと存じます。

また、報告事項として2点ございます。都市計画道路の見直しと、市独自の都市計画のマスタープラン、近隣の町さんとの区域マスタープランはございますが、大垣市独自のマスタープランが無いものですから、これを今年策定して参りたいということでございます。また、人口減少時代に入りまして、コンパクトなまちづくりを進めていきたいということで、国の方からの要請もあり、立地適正化計画を今年と来年の2か年で計画策定を進めてまいりますので、今後の進め方について、委員の皆様方に報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

事務局  
(都市計画課長)

それでは議事に入ります前に、前回の、2月15日の第10回審議会にてご審議いただいた案件につきまして、経過を簡単にご報告させていただきます。

平成27年度の県の都市計画見直しによる横曽根地区の大垣都市計画区域区分の変更につきましては、平成28年4月1日付けで県が変更告示を行い、それと同日付けで、用途地域、下水道、白地地域につきましても変更を行う旨の決定告示をさせていただいております。

それでは、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となっておりますので、これよりは、石原会長様、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

石原会長

皆様、こんにちは。お忙しい中、ご苦勞様でございます。それでは、失礼ながら座って議事を進行させていただきます。はじめに、本日の議事録署名者でございますが、長谷川委員様と、冠者委員様にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の審議会につきまして、傍聴希望者はなしということでございますので、まずご報告させていただきます。

本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の議案は1件でございます。

それでは、平成28年4月7日付け28都第1号で諮問がございました、市の決定案件でございます「大垣都市計画公園の変更について」を議題といたします。事務局からご説明をお願ひいたします。

事務局  
(都市施設課長)

都市施設課長の廣瀬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。  
それでは、第1号議案「大垣都市計画公園の変更」につきましてご説明させていただきます。

お手元の議案集の1ページから8ページが本議案の説明資料でございます。2ページをご覧いただきたいと存じます。2ページは諮問書でございます。

はじめに、都市計画公園であります、丸の内公園についてご説明させていただきます。

7ページの総括図をご覧いただきたいと思ひます。

大垣市丸の内二丁目地内の、市役所本庁舎に隣接して位置しております丸の内公園は、昭和30年に面積約0.25ヘクタールの普通公園として都市計画決定され、昭和39年の供用開始以降、市民の憩いの場として親しまれております。

次に、8ページの計画図をご覧いただきたいと存じます。

市役所本庁舎の東側に黄色で囲っております区域が現在の丸の内公園の区域でございます。今回の変更は、公園区域を水門川沿いの、赤色で囲っております区域に変更するものでございます。

お手元に配布しております、参考資料をご覧いただきたいと存じます。

赤色で囲っております区域が新たな丸の内公園の区域でございます。現在の市役所本庁舎は、昭和39年に建築されたもので、施設の老朽化、耐震化等から安心安全の拠点整備を目的とした新庁舎の整備を計画しておりますが、「水を生かし、緑を広げ、まちづくりの拠点となる庁舎」を基本の一つとして、市役所本庁舎だけではなく、隣接する水門川の水辺空間や丸の内公園を一体に整備することとしております。

また、「大垣市みどりの基本計画」におきましては、水門川周辺地域を緑化促進地域として位置付けておまして、「水とみどり」の環境のシンボルとなる空間として整備することとしております。

これらの方針、計画によりまして、水門川の水辺環境を活かし、開放的な緑地や遊歩道を配置した利便的で親しみやすい交流の場、憩いの場となるよう、公園を整備していくものでございます。現行の公園の敷地は将来に駐車場として活用していく予定でございます。

少し戻りまして、3ページから6ページが、計画書、新旧対照表、都市計画公園に関する補足説明、理由書となっておりますが、4ページの新旧対照表で説明させていただきます。

今回、丸の内公園の位置、面積、区域をそれぞれ変更するとしております。公園の面積に関しましては、約0.03ヘクタール減らす計画としておりますが、これは当初決定時の約0.25ヘクタールが昭和

30年当時の測量精度のもので、現在の測量精度で計測したところ、約0.22ヘクタールとなることから、あわせて区域面積の変更を行うものでございます。今回の変更によって実質的な面積の変更が生じることはございません。

次に、これまでの経緯および今後の予定についてご説明させていただきます。

この変更案につきましては、平成27年12月9日から平成27年12月17日にかけて、近隣自治会への説明を行っております。

その後、平成28年3月15日から3月29日の間、都市計画法に基づく都市計画案の縦覧を実施しましたが、縦覧はございませんでした。また、意見書の提出もございませんでした。

この丸の内公園の変更につきましては市の決定案件でございますので、本審議会でのご了承をいただきましたら、県知事協議を経て、決定告示を行っていく予定でございます。

以上、第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言お願いいたします。

溝口委員

計画案の第3来庁者駐車場になる場所は、駅前にあった噴水が移設されていたと思うのですが、あれについてはどのようにする予定ですか。

事務局

委員の皆様方もご存知ですが、昔、駅前に「亀の池」というシンボル

(都市計画部長)

的なモニュメントが置かれまして、大垣市出身の有名な芸術家の方が作られたモニュメントで、今は丸の内公園の方に暫定で移設をしましたが、現在、駅南側、西側に再開発を進めております。今年の9月に竣工予定ということでございまして、その後に再開発の工事が終わった後、今は資材置場になっておりますが、前はモデル展示場の場所になっていました所に、面積は約1,100平方メートルほどの敷地でございますけれども、そちらの方を再開発の広場として、29年度に市の方で整備をしていくということです。その際には、自噴水、亀の池を復元するという構想を持っておりますので、丸の内公園にある「亀の池」のモニュメントについては、駅前の再開発広場の方に持って行って整備をしていきたいと、そういう予定でございます。

石原会長 今の回答でよろしいでしょうか。

溝口委員 はい。

高橋委員 消防署の分駐所ですが、話を聞いておりますと、これは県道の西の方に作る予定だったと思いますが、変更したのですか。

事務局  
(都市計画部長) 今、高橋委員さんがおっしゃられたのは中署分駐所の件だと思いますが、まだ決定ではないということで、今日は庁舎建設の室長が来ておりますけど、今後検討して行くということで、最終的な場所はまだ決まっていないということです。

高橋委員 まだ決まっていないということですね。分かりました。

石原会長 その他、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長 ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めることといたします。

本日ご審議いただきました議案につきましては後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨の答申をいたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日予定されている議案は以上でございますが、事務局から2点報告があるとのことです。

それでは、まず1点目の報告事項について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局  
(都市施設課主幹) 都市施設課で街路を担当しています佐原でございます。大垣市における都市計画道路の見直しについて、平成25年1月の審議会後に、報告事項として説明させていただきました。その後検討を行い、先月には市議会建設環境委員会の場で見直しを行うことについて報告を行いました。今後見直しを進めるにあたって、委員の皆様にも随時ご意見をいただきたく思いますのでよろしくお願いいたします。

それではお手元の資料の中で、「都市計画道路の見直し」をご覧ください。

はじめに、1の「趣旨」でございますが、大垣市の都市計画道路



は、昭和20年代の戦災復興をベースとした都市計画道路網の策定に

始まり、その後は周辺との合併や高度経済成長による市街地の拡大、自動車交通の増大を前提に計画されました。

しかし、都市計画決定されてから何十年も経過しているものの、未だ整備が進んでいない路線があり、都市計画決定された路線は建築制限を課した状態が続いているのが現状です。

また、近年では人口減少と少子高齢化など計画時とは社会情勢が大きく変化しており、こうした中、国や岐阜県は必要に応じた都市計画道路の見直し方針を示しており、市においても、現状に合った都市計画道路とするため、廃止や幅員変更なども含めた見直しを行うものです。

次に2の「市内の都市計画道路の状況」でございますが、総数38路線、延長130キロメートルを都市計画決定しており、平成27年度現在、整備済路線が14路線延長88キロメートル、整備率約67パーセントであり、未整備路線が24路線、延長42キロメートルとなっています。

続きまして、3の「基本方針」でございますが、一つ目は、市の見直し方針を策定します。二つ目に、平成28年度は、既に完成形に近い路線や、新たな整備の必要性が低い路線について優先的に見直しを進めます。

次に、4の「今後の進め方」でございますが、一つ目に、見直しにあたっては、沿線の地権者および住民等の関係者や議会、都市計画景観審議会のご意見をお聞きしながら進めます。二つ目に、見直しに理解が得られた路線については、順次、都市計画決定の変更手続きを進めます。三つ目に、見直し結果について公表していきます。

以上が、都市計画道路の見直しについてのご報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

石原会長

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がございましたが、ご質問等がございましたら、ご発言お願いいたします。

岩井哲二委員

市議会の建設環境委員会でも申し上げたのですが、この見直しについて、これは負の見直しなんですよね。やっていきましょうという見直しではなしに、やめていきましょうという見直しなんですよね。だけでも、この計画決定を打たれた道路の中で、未だ未整備で地元のニーズも高い、この大垣という都市を見たときに、どうしてもインフラ整備していくときに必要な路線というのは手付かずで置かれている路線があると思うのです。私共も地元で言いますと、昼飯大島線なん

か途中で終わってしまっている。細かい話になりますけども、朝夕のラッシュ、あれが昼飯大島線が出来ていたら随分、バイパスの交差点、楽田の交差点とか色々ありますけども、混雑は避けられると思うんですよね。だから、そのあたりの必要性のある都市計画が打たれた道路の整備計画を早急に手を付けていただきたいということも要望したいんですけども。

石原会長

いかがでしょうか。事務局。

事務局  
(都市施設課長)

ただ今、岩井委員さんが申し上げられました、昼飯大島線の整備ということでございますが、今、現時点におきましては、事業化には至っていない状況でございますが、大島町において道路が行き止まりになっていますので、やはり見直し方針を策定する中で、時間を要しますが、検討し努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩井哲二委員

地元の和合連合の方からも何年も何年も要望が出ていると思うんですよね。私の方にもご相談をいただいているんですけども、それだけ地元の方も必要性を感じてみえている道路で、ここを使われる方だけでなく、地元としても必要だというニーズの高い道路ですので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。

事務局  
(都市計画部長)

今言われました、昼飯大島を含めて他のいくつかの路線でまだ事業化に至っていない、優先度の高い路線もございます。交通事故の頻度が高い路線もまだ途中で止まっている、20番の神田神戸線も、事業認可は取られているのですが、まだ河間の手前で止まっているというところで、こういったところもまだ進んでいませんので、優先度の高い路線については、見直しではなくて、進めていくという視点で関係機関ともお願いしながら推進できるように進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩井哲二委員

よろしくお願い致します。

石原会長

今のご回答でよろしいでしょうか。

岩井哲二委員

はい。

石原会長

ありがとうございました。その他のご質問は。

岩井豊太郎委員

全く整備されていない所もいくつかありますが、その原因は分かっ

事務局  
(都市計画部長)

ていますか。なぜ手を付けていないのか。

先ほど説明した、戦災復興を機にまちなかの中心部の路線については、やはり既成市街地でございまして、建築規制をずっとかけておりますが、なかなか用地買収を含めてやっていくというところで財源の問題があったりとか、関係者の数が多くございましたので、そういった事情がございまして、事業化に至っていないというのが現実でございます。そういった中で、昭和20年代以降、状況も変わっていますし、少子高齢化になり、交通量も右肩上がりからは変わってきていますので、そういったことも総合的に判断しまして、優先度の高い路線はどれなのか、逆に優先度の低い路線については見直しを進めて行きたいということでやっていきたいと思っております。

本当に長く時間が経っていて、地権者には建物規制等のお願いをずっとしてきているのが現状でございます。そういった中で国とか県からも、必要に応じて都市計画道路の見直しをかけていきたいと思いますという、そういった方針が出ておりますので、ずっと内部では検討はしてきましたのですが、なかなか表に出すことがこれまで無かったものですから、前回の審議会の方では勉強会という位置付けで情報提供はさせていただきましたけど、今年から正式に見直しをかけていくということで、今日改めて、今回は頭出しでございますけど、こういったことをやっていきたいということで、また皆様のご意見をお聞きしながら、出来るところから着手をしていきたいということで、ご理解を賜ればと思います。以上でございます。

岩井豊太郎委員

まず1つは、大垣全体のまちづくりをどうしていくのか。例えば、東海環状の大垣西インターが出来たと。それによってどういうまちづくりにしていくのか。或いは、神戸インターが出来た場合に、ものすごく北から車が流れる率が高くなったが、そういったことを想定していたのかということだ。北の方、中川の道路もそうですけど、朝なんかはものすごく渋滞している。そういう現象が現実には起きている。そういうことを想定して、早く手を打ってまちづくりをどうしていくのかということを出さなければならない。この中で予算化しているところはどこがあるのか、それを分かるようにしてほしい。今年度、県と市がどれだけ整備するために予算を組んでいるのかを表さないとどこに手を付けているのか分からない。今年度、来年度以降、どこを予算化していくのか、それを示さないと、いろいろな話を聞いて私は知っているが、具体的に何をやっているのかを示さないとだめだ。予算を付けて。

事務局  
(都市計画部長)

今回はあくまでも頭出しということで、そういった細かい資料をお出しするには至っておりませんが、今後審議会の方で資料をお出

しするときにはそういったものを含めて、出していきたいと思います。

今年度はまず、20番の神田神戸線ですね。これは県道でございますけど、今、事業認可を取ってあるのがこの神田神戸線でございますので、そちらの方をまず予算化して、これは県事業になりますけど、市の方で負担金を計上しまして、今年度にそこに入れていただけるという予定で聞いておりますので、まずはこちらの方をですね、今年予算計上しております。あと、先ほど岩井委員さんがおっしゃられたみたいに、都市計画道路を計画した戦後と、今の状況と今後予測される、そういった色々な要因が出てくると思いますので、そういったものを含めまして、後ほど市単独のマスタープランの策定と、立地適正化計画、市の基本的なまちづくりの計画策定を今年、来年で進めていきますので、そういったところでも、幹線道路のネットワーク、そういったものも必要な要素になってきますので、計画策定の中でも、幹線道路の位置づけについてはしっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

石原会長

よろしいでしょうか。今のご回答で。

岩井豊太郎委員

ええ。しっかり一歩でも進めてください。話だけしていても仕方ないです。

石原会長

今の都市計画道路の見直しについては、次の報告のマスタープラン、コンパクトシティの件とあわせて、一体化して総合的に判断していくということで、事務局のご回答ということによろしいでしょうか。

高橋委員

11番、この道路についても早くから要望しておりますが、これも検討の一つとして挙げていただきたいと思います。

事務局

(都市計画部長)

分かりました。

石原会長

11番の道路についても要望がありましたということによろしいでしょうか。その他にご意見等ございませんでしょうか。

では、ご発言も無いようですので、2点目の報告事項に移らせていただきます。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(都市計画課主幹)

都市計画課計画グループの西脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、大垣市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料「大垣市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について」をご覧ください。

はじめに、計画策定の背景と目的でございますが、今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景としまして、「高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること」、「財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること」が大きな課題となっております。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設に容易にアクセスできるなど、コンパクトなまちづくりを進めていくことが重要になってきております。

記載しております表は、国立社会保障・人口問題研究所が公表しております大垣市の年齢別将来推計人口でございますが、大垣市におきましても、2040年までに人口が約25,000人減少する一方で、65歳以上の人口は増加する結果となっております。

こうした背景を踏まえまして、市では、長期的視点にたった都市の将来像を明確にするため、「大垣市都市計画マスタープラン」を策定するとともに、住居や都市の生活を支える機能の誘導により、コンパクトシティの形成に向けた取り組みを推進するため、「立地適正化計画」を策定することといたしました。

次のページをご覧ください。「市マスタープラン」についてご説明させていただきます。

計画の位置づけでございますが、市マスタープランは、本市が定めております「大垣市第五次総合計画」、及び岐阜県が定めております「大垣都市計画区域マスタープラン」に即し、他の分野別計画との整合を図りながら定めるもので、今後の都市計画の決定や変更は、この計画に即して実施することとなります。

次に、計画の構成でございますが、市マスタープランは、市の都市計画区域全体の目指すべき都市像や整備方針等を示した「全体構想」と、地域ごとの将来目標や整備の方針を示した「地域別構想」で構成する予定でございます。

「全体構想」では、市の特徴と主要課題を抽出・分析した上で、都市計画の基本理念や目標を設定し、この目標に基づき、将来の都市構造に向けた都市整備の方針を定める予定でございます。

「地域別構想」では、都市機能の集積状況や土地利用の状況などから地域を区分し、地域別に将来像や整備方針、諸施設の計画等を総合的に定める予定でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。「立地適正化計画」についてご説明させていただきます。

計画の位置づけでございますが、立地適正化計画は、先ほどご説明いたしました「市マスタープラン」との整合を図りながら、人口減少・高齢化社会などに対応したコンパクトシティを具現化するための計画でございます。

計画の内容でございますが、公共交通施策や商業施策、医療・福祉施策との連携を図りながら、区域や基本的な方針などを記載する予定でございます。

区域につきましては、都市計画区域であります大垣地域と墨俣地域全体を、立地適正化計画の区域とする予定でございます。

基本的な方針につきましては、都市の骨格などを示すとともに、計画の達成状況を把握するため、居住誘導区域内の人口密度などの定量的な目標値を設定する予定でございます。

居住誘導区域につきましては、人口減少にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域として設定する予定でございます。

下のイメージ図をご覧ください。青色で着色しております区域が居住誘導区域でございます。青色の破線で示しております市街化区域の中に定めることとなります。

続きまして、4ページをご覧ください。都市機能誘導区域と誘導施設につきましては、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域として設定する予定でございます。

下のイメージ図をご覧ください。赤色で着色しております区域が都市機能誘導区域でございます。青色で着色しております居住誘導区域の中に定めることとなります。

続きまして、5ページをご覧ください。策定体制についてご説明させていただきます。

策定体制としましては、12部局23所属で構成されます「都市計画マスタープラン等庁内調整委員会」を主体として内部検討を行ってまいります。また、都市計画景観審議会において、委員の皆さまからご意見をお聴きするとともに、自治会や関係する民間団体への説明会や、パブリックコメントなどを実施する予定でございます。

最後に策定スケジュールでございますが、上の表が市マスタープランのスケジュールで、下の表が立地適正化計画のスケジュールでございます。市マスタープランにつきましては、年内に素案を都市計画景観審議会でご説明をさせていただきます。平成28年度末に原案をご審議いただく予定でございます。

また、立地適正化計画につきましては、年内にまちづくり方針、平成28年度末に素案をご説明させていただき、平成29年度に原案をご審議いただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、「大垣市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について」のご報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

石原会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がございましたが、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

岩井哲二委員

2点ほど。コンパクトシティはいいんですけども、資料1ページにある、「公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる」ということで、公共交通、いつも言われ、現時点でも言われてるんですけども、言葉とか文章には出てくるんですけども、現実的に公共交通の整備といってもなかなか難しいですよ。作ったはいいけど、コンパクトにしていくのはいいけども、公共交通というのは最も重要な位置を占めると言うんですけども、そのあたりは十分配慮して計画を立てていただきたいというのが一つ。

もう一つは、都市機能誘導区域とか、居住誘導区域。今、熊本で災害が起きてますけども、これって災害にもものすごく弱い街じゃないですかね。こういう考え方をすると。都市機能誘導区域に医療、福祉、商業を集約させるわけでしょう。そこがやられたらその都市の医療、福祉、商業が壊滅状態になるわけですよ。だからある程度こういう、特に医療、福祉なんかは散在させておく方が僕は災害に強い都市だと思うんですけど、そのあたりの考え方をお聞きしたいんですが。

事務局  
(都市計画部長)

まず、1点目の公共交通をどうしていくのかという岩井委員さんからのご意見ですけど、イメージされるのは鉄道、バス路線、そちらの方は生活環境部との連携を図りながら、今一番喫緊の課題としては養老鉄道をどうしていくのかというのが問題となっておりますけども、そういったところとの整合性をどう持たせるかをきっちり検討していきたいと思えます。

もう一つは、熊本で震災があって、こういった集約していくことが逆にマイナスにならないのかというご意見だと思います。イメージしているのは、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域があるんですが、これは大垣市を一箇所に全部集約するということではなくて、まちなかに一箇所とか、周辺部にいくつか作って、人口集中地区は市街化区域とイコールではないんですけど、今考えているのは、市街化区域の中の人口集中

地区くらいをエリアとして居住誘導区域にしていきたいなということ  
で、基本的には市街化区域を若干小さくするような形になろうかと思  
います。ですから、中心市街地一箇所に全部集約すると、そういうこと  
にはならないようにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

岩井哲二委員

僕が言いたいのは、そういうことじゃなしに、こういう都市を形成し  
ていくときには、災害というものもすごくウェイトを置いてやってい  
かなければ、僕は大垣全部が駅の南口に集約するというわけではない  
というのは分かるんですけども、例えば、医療、福祉、商業をどうい  
う風に配置していったら災害に強い都市に持っていけるかということが、  
コンパクトシティを作る中でウェイトが高いと思うんですけども。

事務局  
(都市計画部長)

防災という観点も必要だと思いましたので、そういったところも今後  
検討する中で十分考慮していきたいと思います。

岩井哲二委員

これも実際に動き始めるのは10年以上経ってからだろうと思うん  
ですけども、地震のことばかり言って申し訳ないんですけども、30年  
以内に東南海、東海沖地震が起きる確率が高いと言われている。計画  
したはいいけども、結局災害には弱かったとならないよう、防災は喫  
緊の課題だろうと思いますので、このあたり、都市計画部だけじゃ  
なしに、他の生活環境部も含めて検討していただきたいなど。

事務局  
(都市計画部長)

今、岩井委員さんが仰られたことは非常に大切な視点だと思います  
ので、そういうところは、今後計画作りの中で反映して参りたいと思  
いますので、よろしくお願いします。

石原会長

岩井委員、今の事務局からの回答でよろしいでしょうか。是非、考  
慮していただけるよう、よろしくお願いいたします。  
その他、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

菱田委員

立地適正化計画について、質問したいんですが、居住誘導区域が市街  
化区域内に設定されることによって、誘導区域と区域外でどんな違  
いが出るのかなど。

事務局  
(都市計画課主幹)

居住誘導区域の外側になったエリアは、今後、住宅開発等の動向を把  
握するため、一定規模以上の住宅開発等については原則として届出が  
必要となるということが出てきます。従前の土地利用が出来なくなる  
というものではございません。



菱田委員

市街化区域の田んぼなんかで家を建てようと思うと、届出の必要が今は無い所でも必要が出てくる、そういう感じですか。

事務局  
(都市計画課主幹)

「一定規模以上」ですので、戸建ての住宅にそれが発生するという事は今のところ無いかと思っております。

事務局  
(都市計画部長)

例えば市街化区域内であれば今、開発などの届出の必要はないですけど、西脇主幹が言ったのは、一定面積規模以上になると、ある程度まとまった面積になると届出が必要になってくるんですが、個別の宅地の建設にあたって全部届出が必要になるかという、そうではありませんので、そういうところはまだしっかりしたものが出来ておりませんので、今後、色々研究しながらやっていきたいと思っております。全てにおいて届出が発生するというのは聞いておりません。

菱田委員

今でもある程度の面積になると開発許可とか色々規制があると思いますが、誘導区域外だと、その規制が少し厳しくなるというイメージですか。

事務局  
(都市計画課主幹)

届出が一つ増えるような形になるかと思っております。一定規模以上の開発と申しますのは、3戸以上の住宅の建築目的の開発であったり、1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発で、その規模が1,000平方メートル以上のもの、こういった決まりがございますので、それに該当する場合に届出が必要になるということです。

事務局  
(都市計画部長)

今は原則1,000平方メートル以上の場合ですと、開発許可申請の手続きがありますので、基本的にはそんなに変わらないかなと思っております。

石原会長

今のお答えでよろしいでしょうか。

菱田委員

基本的には市街化区域内に居住誘導区域が設定されることになるときに、土地を持っている人にとって、その土地が区域内に入るか入らないかで財産的に、新たに規制が多少は出てくる形になると思うんですけども、影響はそれほど大きいものではないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

基本的には地権者の方にそういう影響を与えないように、市街化区

(都市計画部長)

域内でも、先ほど言いましたけども、今イメージしているのは人口集中地区くらいで、市街化区域内でも居住誘導区域をぐっとしぼめていくことは今は考えていません。なるべく、緩やかな範囲で設定をしていきたいなという風には考えています。それにあたっては、またこういった審議会で皆様方にご提示をして、ご意見をいただきながらエリア設定をしていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

石原会長

今のお答えでよろしいでしょうか。

菱田委員

はい。

石原会長

その他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

溝口委員

マスタープランの方なんですけども、「将来の都市構造に向けた都市整備の方針」ということで、「景観形成の方針」というところがあるんですけども、先ほどの都市計画道路と若干関係するところであるんですが、私、景観遺産の方で関わらせていただいている、旧大垣城を中心とした旧城下町などは戦災で焼けたとはいえ、まだ結構城下町の風景を残すところも多くあってですね、やはりそういったものは大垣の財産でもあるし、まちの魅力づくりという非常に重要なポイントだと思うんですよね。そういうこと無しに戦後の計画道路とかというのは、広い道路が、今となってはなんでここを通るんだというような計画がそのまま残っていたりすることが非常に全国の都市で多いんですけども、先ほどの計画道路の見直しもそうなんですけども、道路が残っていると、計画があるがゆえに、魅力ある建物が取り壊されているとか、城下町としての、空間的、景観的な魅力が損なわれる可能性があるのと、これだけ交通の便も良くて魅力ある大垣市の、住んでみたいなという魅力が低下することにも繋がりがねないものですから、是非そういう、土地利用とか大きな、都市計画的な観点も必要ですけども、景観的な魅力ということも、やはり大垣はそういう魅力を持っている街ですから、赤坂でもそうですし、そういう視点を十分考慮して、マスタープランを作っただけだと有り難いなと思います。

事務局

(都市計画部長)

今、溝口委員さんが仰られたように、街路見直しにおいてもそういったことがあるんですけども、例えば大垣市内ですと、中山道であるとか美濃路とか市内を走ってますので、そういったところに、戦後復興期の道路を計画したままずっと規制をかけていると、そういう状況の中で、出来るだけ今の街並みを残す形で見直しが出来ないかというのは私も考えてますし、そういった視点も考慮しながら街路において見直しをし

ていきたいと思っておりますし、マスタープラン、計画策定においてもそういったところは十分考慮していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

車戸委員

「適正化」計画のための誘導でしょうから、是非、一番初めの理念で、先ほど岩井委員が仰ったように、防災的なものも、昔一極に大垣城に集中していたから、それは戦災とは違うでしょうけども、そこで被害があれば全部アウトになっちゃうようなこともありますのでそのバランスと、適正化のイメージをしっかりと作っていただいてから誘導するなり、届出制度を展開するなり自粛するなりしながら、その軸のところを作っていただいて、是非やっていただければと思います。結果としての都市計画じゃなくて、ある程度誘導する都市計画をやってもらいたいという気も私もあるものですから、是非、そんなところで頑張っていただければと思っております。

石原会長

よろしいでしょうか。その他に何かご質問あるいはご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、ご発言も無いようですので、これをもちまして閉会といたしたいと存じますが、最後に事務局から連絡があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

事務局

(都市計画部長)

慎重なご審議どうもありがとうございました。色々なご意見をいただきましたので、今後計画作り、道路見直しにおいて反映して参りたいと思います。

それとご連絡があります。今日、都市計画部関連のイベントということで、チラシの方を配布させていただきました。今週末の23日の土曜日の午前中は、赤坂地区で景観遺産のウォーキング、景観遺産めぐりがあります。昨年も開催しまして大変好評でしたので、今回も赤坂地区で景観遺産めぐりをして参りたいと思います。チラシの方にも出ております、竹中邸の赤壁ですけども、そちらの方は昨年新たに登録をした景観遺産でございます。今回、色々なコースを設けまして、3コースほど、健脚コースとかそういったものを設けて、自由に散策をしていただくという景観遺産めぐりを開催いたします。週末はどうも天気は良さそうですので、いいイベント日和になるのかなと思います。当日は美濃赤坂駅に集合していただいて、その後自由に歩いてもらうということになります。

それと、同日23日土曜日の午後と24日の日曜日は、花と緑のふれあい展ということで、毎年開催しています、緑化啓発ということで、大垣公園一帯、また大垣城ホールでは環境市民会議さんのイベントも同時開催でございますので、そちらの方も足を運んでいただければと思いま

す。苗木の無料配布とか、子どもさんに大変人気のあるカブトムシの幼虫の配布とか、色々イベント盛りだくさんですので、是非ともご家族で参加をしていただければと思います。

それともう一つ、市民団体さんが主催されます、さつきフェスティバルがまた、毎年開催をいただいているんですけど、5月に開催されますのでまた、市のサツキのピーアールにもなりますので、こちらの方も是非足を運んでいただければと思います。

それと、皆様方にご協力をいただきました、都市計画景観審議会でございますけども、委員の皆様任期が、今年の7月31日をもって、2年間の任期が満了いたします。委員の皆様方には大変ご協力をいただきまして、ありがとうございました。今後も引き続き、審議会委員をお願いさせていただく場合には、是非とも、また変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。本日は、長時間にわたり、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

(閉会時刻 午後2時00分)